

# 令和7年度 自転車通学規定

熊本市立植木北中学校

交通安全指導部

- 1 自転車による通学は、次の該当者のうち、必要と認めたものに許可する
  - (1) 片道2 km以上の遠距離通学生
  - (2) 通学上、配慮が必要な場合。 ※通学距離が1.5 km以上の生徒が対象となる。その他、通学に関して相談がある場合は、お申し出ください。

- 2 自転車通学を希望するものは次のような手続きを行うこと
  - (1) すでに自転車通学許可を受けている者
    - ・許可願用紙に必要事項を記入し提出する。
  - (2) 新規申請する者（1年生、2・3年生で新たに自転車通学を希望する者）
    - ・許可願用紙に必要事項を記入して提出をお願いします。

## 3 通学用自転車について

写真①

- (1) 自転車整備士に自転車を点検・整備してもらい、必ず TS マークを付けること。 (写真①) (※ 毎年更新が必要となります。) (有効期限があります)

※ TS マークの色によって、補償限度額がことなります

( 赤：1億円 、 青色：1000万円 )

※ 2021年10月から自転車保険加入が義務化になりましたが、有効期限内のTSマークのついている自転車は加入してします。

※ TSマークの補償では不安と感じられるご家庭は、各家庭で保険会社の追加での加入をお願いします。

- (2) 校章入り自転車用ステッカーを自転車後部に、ヘルメットステッカーをヘルメット前部に貼ること。
- (3) 定期で実施される生活安全委員会の点検を受けること。
- (4) 荷台のついたもの。
- (5) 両立スタンドのもの。 (写真②)

写真②



## 4 通学用として認められない自転車

- (1) ハイハンドル、ドロップハンドル、セミドロップハンドル
- (2) 学期1回の整備点検の不合格者（ハンドル、ブレーキ、ライト、ベル、ギア等）

## 5 自転車に乗るときのルール

- (1) 信号を守り、交差点では一旦停止を徹底する。
- (2) 左側を一列で通行し、十分に車間距離をとる。
- (3) 安全タスキを着用する。
- (4) 薄暗くなったらライトをつける。

(5) 白いヘルメットを着用し、あごひもをきちんとしめる。

- ・ヘルメットの着脱は自転車小屋で行う。
- ・自転車を押しながら歩く時もヘルメットは着用する。

(6) 二人乗りをしない。

(7) 傘さし運転、片手運転をしない。

(8) 校内は自転車に乗らない。

(9) きちんと整備をしておく。(特に、ライト、ブレーキ)

(10) その他、危険な運転・行為をしない。

(11) 通学かばんは荷ひもで荷台にくくる。

上の約束に違反した場合は、自転車通学の一時停止、または取り消しの処分にする

<違反した場合の対応>

- (1) 1回目・・・3日間停止
- (2) 2回目・・・1週間停止
- (3) 3回目・・・1カ月停止
- (4) 4回目・・・自転車通学取り消し

6 整備点検について、生活安全委員会が、定期的に整備点検を行い、整備不良箇所を本人に通知するので、整備不良の場合は1週間以内に整備し、担任に届けること

※改善されるまでは自転車に乗ってはいけない

7 徒歩通学生および自転車通学生についての規則

- (1) 決められた通学路を登下校する。
- (2) 徒歩通学生は右側を一路通行する。
- (3) 信号を守る。
- (4) 歩道のあるところはその歩道を通り、横断歩道を渡る。
- (5) 車の直前、直後の横断はしない。
- (6) 一般の交通マナーをよく守る。
- (7) 地域の方や交通指導の方々への感謝の気持ちを込めて笑顔であいさつする。  
※道を譲っていただいたり、停止していただいた車へ会釈をする。
- (8) できるだけ1人での登下校は避ける。
- (9) 鍵を必ずかける。※2重ロックの徹底
- (10) 遊びに行く時もできるだけヘルメットを着用する。

8. その他

- (1) 休日に部活動等で自転車に乗る場合も規則をきちんと守ること。
- (2) 自転車通学生は自転車小屋の整理に努めること。  
※生活安全委員の指示がなくても、自分たちで並べて停めること。
- (3) 通学時には大きな声で挨拶を行い、地域に北中挨拶を広げるよう心がけること。